

平成24年度 障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会 検討内容

第1回(平成24年8月10日)…権利擁護専門部会の役割、障害者虐待防止法の施行等

第2回(平成24年12月19日)…障害者虐待防止センターの設置、権利擁護に関する事例検討等

第3回(平成25年2月28日)…事例のエコマップ、今後の方向性等

※3回を通して、権利擁護専門部会への当事者の参画について検討を行った。

## <検討内容総括>

### (1) 権利擁護専門部会の役割について

- ・今年度より権利擁護専門部会の下命事項として、③権利擁護のネットワークづくりについての検討と、④虐待防止法施行を踏まえた虐待防止に関する取り組みの検討が追加された。権利擁護専門部会は、新たに予防・啓発については虐待防止連絡協議会を兼ねるが、虐待についての具体的な対応は別だてで障害者虐待防止連絡協議会(虐待対応部門)が行う。

### (2) 障害者虐待防止法施行に伴う取組みについて

事務局より、障害者虐待防止法や法施行に伴う障害者虐待防止センターの設置、周知・啓発の取組みについて説明を行い、共通理解を図った。

### (3) 事例に関するエコマップについて

- ・第2回検討の事例について、第3回でエコマップを作成して再度検討を行った。
- ・本人の思う問題はなにか。パートナーリスティックに関係者が考えるものが課題でよいのか。ここに権利侵害が出やすい。
- ・本人のパワー、ストレングスはなにか。支援にエンパワメント、権利擁護の視点を。

### (4) 権利擁護専門部会の今後の方向性について

- ・相談支援部会で実施している定例会のケースを借りてきて権利擁護の視点で検討したいと考えている。必要があれば相談支援部会にフィードバックする。
- ・権利擁護について共通認識を持つことが必要。この部会でまずは部会員向けに研修会を行う。

### (5) 権利擁護専門部会への当事者の参画について

3回にわたり、権利擁護専門部会への当事者の参画について議論を行った。

障害者の権利擁護については、本来、当事者にしかわからない部分があることから、本専門部会に障害当事者が参画することは、当然のものと考えている。

本専門部会に参画していくため、当事者に対して必要なサポート体制や支援の方法、権利擁護という幅の広い内容のどういった部分での当事者の参画が必要であるか等の検討を本専門部会において速やかに行い、出来る限り早期に当事者の参画を実現していくものとする。

なお、当事者が本専門部会に参画するまでの間、来年度に設置予定の当事者部会と連携しながら、当事者の意見を専門部会に反映していくこととする。

※障害当事者部会委員の専門部会推薦についても検討を行い、部会で推薦するための基準がないが、部会からの紹介として適任の知り合いがいれば部会長に連絡することとした。

## 平成 24 年度障害者地域自立支援協議会 就労支援専門部会 検討内容

- 平成 24 年 8 月 1 日 第 1 回・・・当事者参画について、進め方の確認  
 平成 24 年 11 月 30 日 第 2 回・・・当事者参画、当事者部会について  
 中間的な仕組みの他区事例学習  
 平成 25 年 3 月 18 日 第 3 回・・・当事者部会委員推薦、中間的な仕組みづくり  
 作業所ネットワーク構築PTの取組み

### <H24 年度下命事項>

- (1) 就労支援体制の現状と問題点についての情報共有
- (2) 就労の促進・継続を支援するための方策についての検討
- (3) 大学との連携等、就労支援のネットワーク構築についての検討

#### ○下命事項に対する検討経過

下命事項(1)現状と問題点や、(2)継続支援の方策については、H22年度から検討を重ねており、課題として残っていた下記の点についての、改善策を検討してきた。

- <課題>
- ・実習先や雇用先確保のためには、企業・地域との連携構築が必要
  - ・一般就労と福祉的就労との中間的な仕組みを構築していく必要がある
  - ・区からの作業受注を増やしたい。

- <改善策>
- 産業界をはじめとした地域資源との連携
  - 中間的な仕組みづくり
  - 作業所ネットワークの構築を検討

### <H24 年度検討内容総括>

今年度は、3回の専門部会において、「当事者参画」の検討及び、「中間的な仕組みづくり」の他区実施例についての学習を中心に議論した。また、施設の専門部会委員を中心に、作業所ネットワーク構築PTを作り、部会とは別に検討の機会を設けた。

#### ○中間的な仕組みづくり

他区事例として、区の外郭団体や社協がコミュニティショップや喫茶を運営、区立施設の清掃受託する中で、障害者の雇用・訓練の場として活用している例を学習した。また文京区における取組の現状も確認し、今後のひとつのたたき台として、就労継続支援A型施設や特例子会社などを誘致する案が出された。

#### ○作業所ネットワークの構築

PT会議を7回実施したが、構成メンバーの施設を相互に見学し、状況を知ることからスタートした。作業受注しやすくするための、共同受注については、現状では品質確保の観点から困難と判断されたが、ネットワーク事務局が受付窓口になることや、共同での宣伝パンフレット作成など、作業所ネットワークの効果として期待できることもあることから、今後も検討を進めていくこととした。

#### ○大学や産業界などの地域資源との連携

今年度、具体的には、「区内大学地域連携担当者会議」において障害者就労等への広報を行ったにとどまり、今後、個別具体的なアプローチを行っていく必要があることを確認した。

## 平成24年度 障害者地域自立支援協議会 相談支援専門部会 検討内容

第1回(平成24年7月26日)…相談支援専門部会の役割、当事者の参画、サービス等利用計画等

第2回(平成24年11月20日)…計画策定事例の検討、定例会議の進め方等

第1回定例会議(平成24年12月10日) 36名 「地域生活への移行支援の事例」

第2回定例会議(平成25年3月1日) 30名 第1回と同じ事例

第3回(平成25年3月21日)…定例会議の振返り、新福祉センター「障害者相談支援事業所」等

### ＜検討内容総括＞

#### (1) サービス等利用計画の現状と課題について

サービス等利用計画を3年間で障害福祉サービス利用者全員に拡大するが、現状では指定特定相談支援事業者が少なく、計画策定は進んでいない。課題として次のようなことが挙げられた。

- ・質と量の問題：質を高めるためには、1件にかかる負担が大きく件数を増やせない。
- ・費用や人員確保の問題
- ・アセスメントの難しさ：聞き込むことが難しい。どのような社会資源が使えるのか。

#### (2) サービス等利用計画策定事例の検討から

第2回部会及び2回の定例会議において、同じ事例を用いて検討を行った。

- ・本人の最善の利益のための計画であり、本人の意向を踏まえたトータルな内容を盛り込む。
- ・あまり細かく書き込んで管理的になることは望ましくなく、意思決定のサポートであって大きな方向性を確認するための計画である。
- ・事例からみえる課題点としては、本人を支えるキーパーソンの存在、家族支援の必要性和難しさ、移動支援事業所探しの困難、相談支援事業者の負担の大きさ等が挙げられた。

#### (3) 新福祉センター「障害者相談支援事業所」について

地域における中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」として設置することが必要。具体的な意見としては、次のようなことが挙げられた。

- ・1つの事業所だけでは対応が難しい場合もあり、基幹センターが事業所間の連携の強化を図っていくことが必要である。
- ・地域の相談支援事業者が、十分機能できるよう支援していくことが必要である。
- ・指定特定相談支援事業者が増えるまでは個別案件にも直接関わるが、事業者が充実すれば、事業者から課題の吸い上げ、自立支援協議会と連携して必要な調査を実現することも可能
- ・仕事の枠組みと役割分担の明確化が必要だが、3障害まとめるところに大きな課題がある。

#### (4) 相談支援専門部会と定例会議のあり方について

部会の役割を、今年度喫緊の課題として「サービス等利用計画」への対応を中心とするものとして議論を行った。定例会議で事例検討を行い、そこでの議論を踏まえて部会で課題の共通理解を図った。まだ事例が少ないが、引き続き定例会議での事例検討を踏まえ、相談支援専門部会でサービス等利用計画の検討と課題整理ができるよう取り組んでいく。

定例会議については、サービス等利用計画についてより深めた議論を行うこと、定例的に開催していくことを目的として、来年度進め方を変更することとし、開催を継続していく。